

諮問第 1 号

加東市国民健康保険運営協議会

平成 23 年度加東市国民健康保険税の賦課方法の改正について（諮問）

加東市国民健康保険運営協議会規則（平成 18 年加東市規則第 88 号）第 2 条の規定により、別紙のとおり平成 23 年度加東市国民健康保険税に係る資産割の廃止並びに税率（被保険者均等割額及び世帯別平等割額を含む。）、賦課限度額及び減額の改正について諮問します。

平成 23 年 5 月 19 日

加東市長 安 田 正 義

諮 問 書

- 1 平成23年度加東市国民健康保険税に係る資産割の廃止並びに税率（被保険者均等割額及び世帯別平等割額を含む。以下同じ。）及び賦課限度額の改正について

加東市国民健康保険制度の適正な運営と健全化を図り、医療給付費等の増加に対応するため、資産割を廃止するとともに、税率並びに基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金に係る賦課限度額について下記のとおり改正いたしたく諮問します。

記

	基礎課税額分 (医療費給付費分)		後期高齢者支援金等課税 額分		介護納付金課税額分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額	6.20%	6.64%	2.40%	2.62%	1.92%	2.10%
資産割額	7.70%	—	2.70%	—	2.90%	—
被保険者均等割額	25,000円	26,600円	8,300円	9,900円	9,400円	10,200円
世帯別平等割額	特定世帯以外 の世帯 19,800円	特定世帯以外 の世帯 21,500円	特定世帯以外 の世帯 6,600円	特定世帯以外 の世帯 7,600円	5,300円	6,000円
	特定世帯 9,900円	特定世帯 10,750円	特定世帯 3,300円	特定世帯 3,800円		
賦課限度額	500,000円	510,000円	130,000円	140,000円	100,000円	120,000円

※特定世帯＝後期高齢者医療制度の適用により、国民健康保険の被保険者が後期高齢者に移
行し、被保険者が1人となる世帯

2 平成23年度加東市国民健康保険税の減額について

低所得者層に対する国民健康保険税の負担の軽減を図るため、下記のとおり改正いたしたく諮問します。

記

減額の種類		減額する額						
		基礎課税額分（医療費給付費分）		後期高齢者支援金等課税額分		介護納付金課税額分		
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	
7割軽減	被保険者均等割額	17,500円	18,620円	5,810円	6,930円	6,580円	7,140円	
	世帯別平等割額	特定世帯以外の世帯	13,860円	15,050円	4,620円	5,320円	3,710円	4,200円
		特定世帯	6,930円	7,525円	2,310円	2,660円		
5割軽減	被保険者均等割額	12,500円	13,300円	4,150円	4,950円	4,700円	5,100円	
	世帯別平等割額	特定世帯以外の世帯	9,900円	10,750円	3,300円	3,800円	2,650円	3,000円
		特定世帯	4,950円	5,375円	1,650円	1,900円		
2割軽減	被保険者均等割額	5,000円	5,320円	1,660円	1,980円	1,880円	2,040円	
	世帯別平等割額	特定世帯以外の世帯	3,960円	4,300円	1,320円	1,520円	1,060円	1,200円
		特定世帯	1,980円	2,150円	660円	760円		